

令和 8 年 2 月 2 4 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 說 明 書
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第1回廿日市市議会議案説明書目次

報告第2号	専決処分事項の報告について	1
議案第12号	廿日市市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例	3
議案第13号	廿日市市かき養殖経営安定緊急対策資金融資利子補給基金の設置、管理及び処分に関する条例	7
議案第14号	廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第15号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	11
議案第16号	廿日市市手数料条例等の一部を改正する条例	13
議案第17号	廿日市市墓地等設置及び管理条例の一部を改正する条例	17
議案第18号	廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例	19
議案第19号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	21
議案第20号	廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部を改正する条例	23
議案第21号	廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例の一部を改正する条例	27
議案第22号	宮島水族館設置及び管理条例の一部を改正する条例	29
議案第23号	廿日市市保育園条例の一部を改正する条例	31
議案第24号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	33
議案第34号	工事請負契約の締結について	35
議案第35号	工事請負契約の締結について	37
議案第36号	工事請負契約の締結について	39
議案第37号	工事請負契約の締結について	41
議案第38号	過疎地域持続的発展計画を定めることについて	43

議案第 3 9 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に ついて	…… 4 5
議案第 4 0 号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 4 7
議案第 4 1 号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 4 9
議案第 4 2 号	市道路線の認定及び廃止について	…… 5 1
議案第 4 3 号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の 同意について	…… 5 3
議案第 4 4 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	…… 5 5
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	…… 5 7

(報告第2号)

専決処分事項の報告について

(工事請負契約の変更について)

(契 約 課)

1 専決処分した理由

令和7年議案第49号により契約を締結することについて議決を得た佐方小学校屋内運動場長寿命化改修工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要があるため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現 請 負 金 額	変 更 請 負 金 額	増 加 額
295,900,000円	305,422,700円	9,522,700円

3 専決処分年月日

令和8年1月23日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

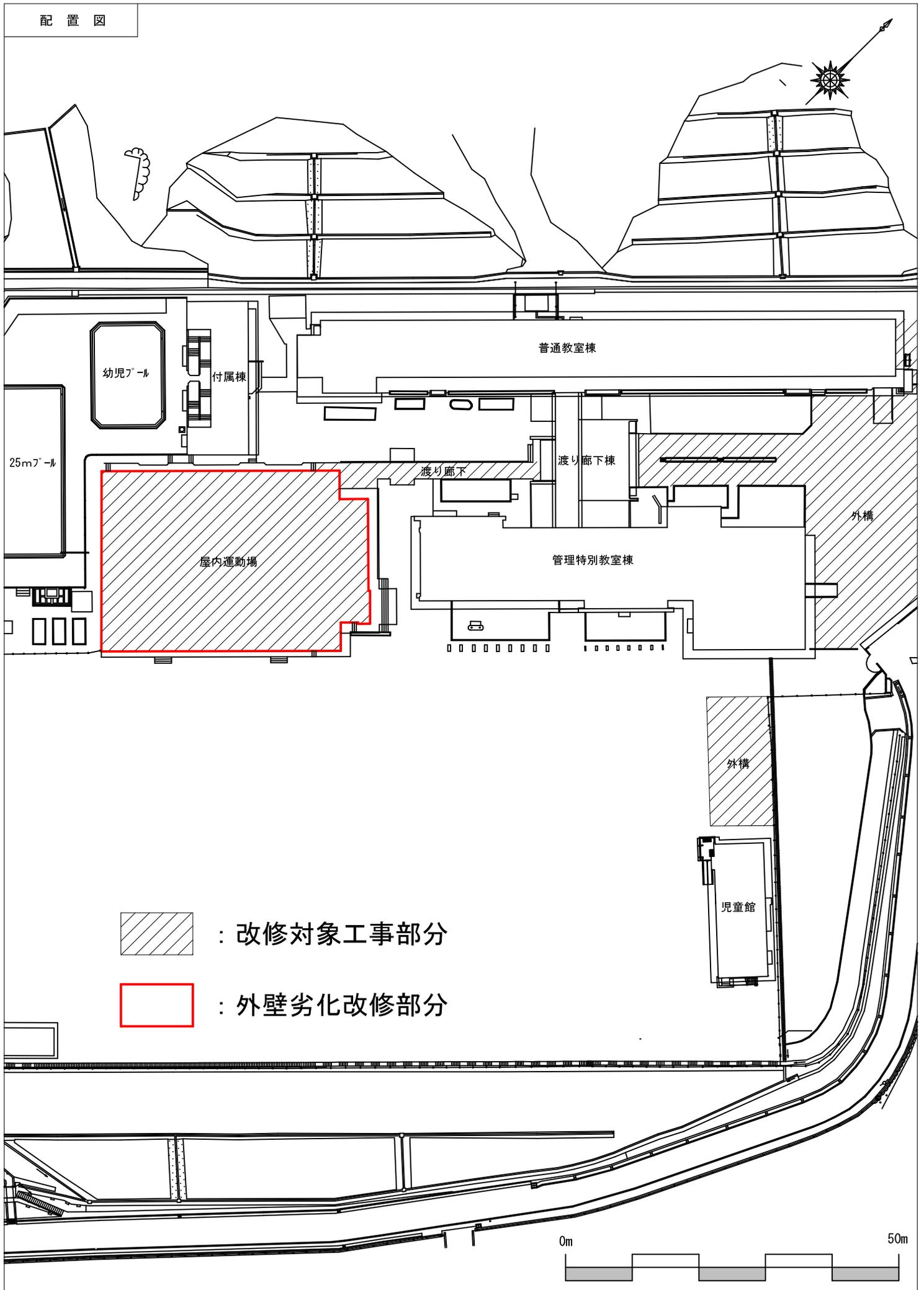
第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第3号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の100分の5を超えない変更契約を締結すること。

配置図



(議案第12号)

廿日市市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例

(ゼロカーボン推進課)

1 制定の理由

再生可能エネルギー発電事業と地域との調和を図り、良好な自然環境、景観、生活環境等を保全し災害の発生を防止することを目的として、市、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、発電設備の設置及び管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 目的及び定義（第1条及び第2条関係）

条例の目的及び条例における用語の意義について定める。

(2) 市の責務（第3条関係）

市は、条例の目的を達成するため、条例の適正かつ円滑な運用を図ることを定める。

(3) 事業者の責務（第4条関係）

ア 事業者は、関係法令等を遵守し、自然環境、景観、生活環境等を保全し災害の発生を防止するために必要な措置を講じることを定める。

イ 事業者は、周辺住民等へ十分な説明等を行い、良好な関係を築くよう努めることを定める。

ウ 事業者は、発電設備の導入に当たり、周辺の動植物等への影響を回避し、又は低減するよう努めることを定める。

(4) 土地所有者等の責務（第5条関係）

土地所有者等は、条例の目的を達成するため、当該土地を適切に管理するよう努めることを定める。

(5) 適用事業（第6条関係）

本条例の適用対象となる発電事業を定めるとともに、実質的に一体

と認められる複数設備については出力を合算すること等を定める。

(6) 抑制区域（第7条関係）

ア 自然災害による被害の危険性が高い区域、良好な自然環境や景観、歴史的・文化的特色を有する区域等について、市長が特に配慮が必要と認める場合に、発電事業の抑制を求める区域として指定等できることを定める。

イ 事業者は、事業区域に抑制区域を含めないように努めることを定める。

ウ 事業者は、事業区域に抑制区域を含めようとするときは、事前協議を行う前に、当該抑制区域を所管する関係機関と必要な許認可等について協議を行うことを定める。

(7) 事業実施に係る手続（第8条から第13条まで関係）

ア 事業者は、発電事業を実施しようとする場合に、市と事前協議を行うことを定める。

イ 事業者は、周辺住民等に対し、事業内容等に関する説明会を開催し、周辺住民等の意見に対して対応を行うことを定める。

ウ 事業計画の届出、標識の設置、発電事業開始時及び変更時の届出等必要な手続について定める。

(8) 維持管理及び事業廃止等（第14条から第16条まで関係）

発電設備の適正な維持管理、事故等発生時の対応、維持管理及び撤去に要する費用の確保、発電事業の廃止及び発電設備撤去時の届出等について定める。

(9) 報告及び指導等（第17条から第22条まで関係）

ア 報告の徴収及び立入調査について定める。

イ 助言又は指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表等について定める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 準備行為

事業計画の届出を行うために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

4 根拠法令

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

(議案第13号)

廿日市市かき養殖経営安定緊急対策資金融資利子補給基金の
設置、管理及び処分に関する条例

(農林水産課)

1 制定の理由

かき養殖経営安定緊急対策資金融資に対する利子補給の実施に要する経費の財源に充てるため、廿日市市かき養殖経営安定緊急対策資金融資利子補給基金(以下「基金」という。)を設置しようとするものである。

2 基金の内容

(1) 積立金の額

基金として積み立てる額は、市が国から交付を受けた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及びその他の収入をもって積み立て、その額は予算で定める。

(2) 管理の方法

ア 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

イ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(3) 処分ができる場合

基金は、設置の目的に従い、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(4) 運用益金

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(5) 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方自治法

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

⑧ 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第14号)

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 改正の理由

現行の過疎地域持続的発展計画が期間満了となり新たに制定されることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令に合わせて、過疎地域における固定資産税の課税免除の措置を延長する改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 課税免除の適用を受ける条件である特別償却設備の取得等の期限を次のとおり改める。

改正前	改正後
令和8年3月31日	令和9年3月31日

- (2) 条例の有効期限を次のとおり改める。

改正前	改正後
令和8年3月31日	令和9年3月31日

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

(議案第15号)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

(財 政 課)

1 改正の理由

広島県における権限移譲事務の見直しに伴い、本市に移譲されている事務の一部を返還することになったことから、当該事務に係る手数料に関する規定を削除するとともに、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部が改正され、耐震性不足等の認定を受けたマンションの建替え及び更新において、従来の容積率の特例に加え、特定行政庁の許可による高さ制限の特例が追加されることを踏まえ、当該事務の種類を改正しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 次に掲げる事務に係る手数料に関する規定を削除する。

- ア 理容所の開設届出に伴う検査
- イ 温泉の利用許可等
- ウ 興行場の営業の許可
- エ 旅館業の営業の許可等
- オ 公衆浴場の営業の許可
- カ クリーニング所の開設届出に伴う検査
- キ 美容所の開設届出に伴う検査
- ク 建築物清掃業者の登録
- ケ 建築物空気環境測定業者の登録
- コ 建築物空気調和用ダクト清掃業者の登録
- サ 建築物飲料水水質検査業者の登録
- シ 建築物飲料水貯水槽清掃業者の登録
- ス 建築物排水管清掃業者の登録
- セ 建築物ねずみ昆虫等防除業者の登録
- ソ 建築物環境衛生総合管理業者の登録

(2) 要除却認定マンションの建替えに係る事務の種類を次のとおり改正する。

現 行	改 正 案
要除却認定マンションの建替えにおける容積率の特例許可	要除却等認定マンションの建替え又は更新における容積率又は各部分の高さの特例許可

3 施行期日

令和8年4月1日

4 根拠法令

地方自治法

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

(議案第16号)

廿日市市手数料条例等の一部を改正する条例

財 政 課	地 域 振 興 課
まちづくり支援課	中山間地域振興室
人権・市民生活課	循環型社会推進課
産 業 振 興 課	観 光 課
健康福祉総務課	高 齢 介 護 課
維 持 管 理 課	教 育 委 員 会

1 提案の要旨

- (1) 受益者負担の適正化を図る目的で、次の表の左欄に掲げる条例に定める同表の右欄に掲げる手数料等の額を改定しようとするものである。

条 例	手数料等
廿日市市手数料条例	事務手数料
廿日市市市民活動センター条例	施設使用料
廿日市市市民センター条例	施設使用料
廿日市市宮島まちづくり交流センター設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市多世代活動交流センター設置及び管理 条例	施設利用料金
廿日市市玖島ふれあいセンター設置及び管理条 例	施設使用料
廿日市市玖島の里づくり交流拠点施設設置及び 管理条例	施設使用料
廿日市市吉和ふれあい交流センター設置及び管 理条例	施設使用料

廿日市市あさはらまちづくり交流センター設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市火葬場設置及び管理条例	火葬場使用料
廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例	特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料
廿日市市産業交流センター設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例	施設利用料金及び施設使用料
廿日市市宮島棧橋旅客ターミナル条例	施設使用料
廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市地域保健センター設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市保健福祉活動センター設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例	移送手数料及び施設利用料金
廿日市市自転車等の放置防止に関する条例	移送手数料
はつかいち文化ホール設置及び管理条例	施設利用料金
はつかいち美術ギャラリー設置及び管理条例	施設利用料金
廿日市市歴史民俗資料館条例	入館料

(2) その他必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

令和8年10月1日。ただし、1の(1)の廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例に定める施設利用料金及び施設使用料の額の改定については令和8年4月1日、廿日市市手数料条例に定める事務手数料及び廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例に定める特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料の額の改定については令和8年7月1日、はつかいち文化ホール設置及び管理条例に定める施設利用料金及びはつかいち美術ギャラリー設置及び管理条例に定める施設利用料金の額の改定については令和9年4月1日

3 根拠法令

(1) 地方自治法

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

第244条の2

⑨ 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。(以下略)

(2) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

第6条

⑤ 第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額

とする。

(議案第 17 号)

廿日市市墓地等設置及び管理条例の一部を改正する条例

(人権・市民生活課)

1 提案の要旨

三軒屋墓苑を設置し、次のとおりその使用料等を定める改正を行おうとするものである。

(1) 名称及び位置

名称 三軒屋墓苑

位置 廿日市市大野 7006 番地 2

(2) 使用料

区分	単位	使用料
墓所	1 平方メートルにつき 永年	330,000 円

(3) 管理料

区分	単位	管理料
墓所	1 区画につき 永年	128,000 円

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第18号)

廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例

(市 民 課)

1 改正の理由

窓口において、印鑑登録証明交付申請書に個人番号カードを添えて印鑑登録証明書の交付の申請を行うことができるようにするなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 印鑑の登録を受けた者は、印鑑登録証明交付申請書に個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを添えて、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができることとする。
- (2) 電気通信事業法の一部が改正されることにより、条例で引用している同法の規定が移動することに伴い、必要な規定の整理を行う。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日。ただし、2の(2)については、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第1条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

4 根拠法令

地方自治法

議案第12号説明書に同じ。

(議案第19号)

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 改正の理由

広島県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率等並びに減額に関する規定を改正しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 基礎課税額の所得割額の税率及び世帯別平等割額を次のとおり改める。

区 分	現 行	改 正 案
所得割額の税率	100 分の 8.4	100 分の 8.38
世帯別平等割額 (1 世帯につき)	24,069 円	23,082 円

- (2) 後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改める。

区 分	現 行	改 正 案
所得割額の税率	100 分の 2.85	100 分の 2.78
被保険者均等割額 (被保険者 1 人につき)	12,045 円	12,091 円
世帯別平等割額 (1 世帯につき)	7,735 円	7,624 円

- (3) 介護納付金課税額の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改める。

区 分	現 行	改 正 案
所得割額の税率	100 分の 2.3	100 分の 2.48
被保険者均等割額 (被保険者 1 人につき)	11,774 円	12,732 円

世帯別平等割額 (1世帯につき)	5,706円	6,162円
---------------------	--------	--------

- (4) (1)及び(2)の世帯別平等割額の改正に伴い、特定世帯及び特定継続世帯に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を改正する。
- (5) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の減額賦課について、(1)から(4)までの被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改正に伴い、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から減額する額を改正する。
- (6) 未就学児に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、(2)及び(5)の被保険者均等割額の改正に伴い、被保険者均等割額から減額する額を改正する。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(議案第20号)

廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部を改正
する条例

(観 光 課)

1 改正の理由

廿日市市岩倉ファームパークの更なる利用促進及び施設運営の安定化を図る目的で、施設の名称、利用料金の範囲等の改正を行うとともに、予約システムの導入に伴い、利用の予約に係る規定を追加する改正を行うおとするものである。

2 改正の内容

(1) 廿日市市岩倉ファームパークの名称を廿日市市岩倉キャンプ場に改める。

(2) 利用料金に関する規定を次のように定める。

ア 利用料金の範囲（別表第2（第9条関係））

区 分			単 位	利用料金の範囲
野外ステージ			1日につき	5,340円から 16,030円まで
キャンプスペース	一般サイト	基本額	1サイトにつき (1泊)	1,000円から 3,000円まで
			1サイトにつき (日帰り)	500円から 1,500円まで
	加算額	1人につき (1泊)	600円から 1,800円まで	
		1人につき (日帰り)	300円から 900円まで	
フリーサイト		1人につき (1泊)	600円から 1,800円まで	

		1人につき (日帰り)	300円から 900円まで
ライトハウス (専用利用に限る。)		1時間までごと に	400円から 1,210円まで
シャワー		1人1回につき	100円から 300円まで

イ 利用の予約（第11条関係）

- (ア) 岩倉キャンプ場の施設等を利用しようとする者は、利用の予約をすることができる。
- (イ) 指定管理者は、必要があると認めるときは、利用の予約をした者（以下「予約者」という。）に予約金を前納させることができる。
- (ウ) (イ)の予約金の額は、市長の承認を受けて定めた利用料金の額の範囲内で指定管理者が定める。

ウ 違約金の徴収（第12条関係）

- (ア) 予約者は、利用の予約をした後、当該予約を取り消し、又は変更しようとするときは、指定管理者に届け出なければならない。
- (イ) 指定管理者は、予約者が利用の予約を取り消し、若しくは変更した場合又は(ア)の届出を怠った場合において、必要があると認めるときは、予約者から違約金を徴収することができる。
- (ウ) (イ)の違約金の額は、市長の承認を受けて定めた利用料金の額の範囲内で指定管理者が定める。

(3) 使用料に関する規定を次のように定める。

ア 市長による管理（第19条関係）

市長は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命じたときその他やむを得ない事情があると認めるときは、臨時にキャンプ場の管理に係る業務を行うことができる。

イ 使用料（別表第3（第19条関係））

区 分			単 位	使 用 料
野外ステージ			1日につき	10,690円
キャンプスペース	一般サイト	基本額	1サイトにつき (1泊)	2,000円
			1サイトにつき (日帰り)	1,000円
		加算額	1人につき (1泊)	1,200円
			1人につき (日帰り)	600円
	フリーサイト	1人につき (1泊)	1,200円	
		1人につき (日帰り)	600円	
ライトハウス (専用利用に限る。)			1時間までごと に	810円
シャワー			1人1回につき	200円

(4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 準備行為

この条例による改正後の廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の規定による指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

4 根拠法令

地方自治法

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- ③ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- ④ 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- ⑧ 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- ⑨ 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

(議案第 2 1 号)

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例
の一部を改正する条例

(観 光 課)

1 改正の理由

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場の更なる利用促進及び施設運営の安定化を図る目的で、施設の利用区分、利用料金の範囲等を改正しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 利用区分及び利用時間を次のとおり改める。

区 分		利用時間
キャンプサイト	宿泊	9時から翌日の17時まで
	日帰り	9時から17時まで
浴室		10時から20時まで

(2) 利用料金の範囲を次のとおり改める。

区 分		単 位	利用料金の範囲
キャンプサイト	基本額	1サイトにつき(1泊)	1,000円から 3,000円まで
		1サイトにつき(日帰り)	500円から 1,500円まで
	加算額	1人につき(1泊)	500円から 1,500円まで
		1人につき(日帰り)	250円から 750円まで
浴室		30分までごとに	500円から 1,500円まで
シャワー		1人1回につき	100円から

		300 円まで
その他の設備・物品等		市長が定める範囲

(3) 使用料を次のとおり改める。

区 分		単 位	使用料
キャンプサイト	基本額	1 サイトにつき (1 泊)	2,000 円
		1 サイトにつき (日帰り)	1,000 円
	加算額	1 人につき (1 泊)	1,000 円
		1 人につき (日帰り)	500 円
浴室		30 分までごとに	1,000 円
シャワー		1 人 1 回につき	100 円
その他の設備・物品等			市長が定める額

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(2) 準備行為

指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるものとする。

4 根拠法令

議案第 20 号説明書に同じ。

(議案第 2 2 号)

宮島水族館設置及び管理条例の一部を改正する条例

(宮島水族館企画室)

1 改正の理由

宮島水族館の管理について、利用料金制による指定管理に移行するに当たり、指定管理者が定める利用料金の範囲の設定など、指定管理者が管理運営を行う際に必要な規定の整理を行うとともに、宮島口駐車場の使用料について、周辺駐車場料金との均衡を図り、適正な料金体系への見直しを行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 利用料金制の導入に伴い、宮島水族館の利用料金に関する規定を次のように定める。

ア 利用料金の収入等 (第 2 0 条関係)

(ア) 水族館に入館する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

(イ) (ア)の利用料金の額は、条例に定める範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める。

イ 利用料金の範囲 (別表第 3 (第 2 0 条関係))

区 分		単 位	利用料金の範囲
個人	一般	1 人 1 回	1,420 円から 2,550 円まで
	小学生及び中学生	1 人 1 回	710 円から 1,280 円まで
	幼児	1 人 1 回	400 円から 720 円まで
20人以上	一般	1 人につき 1 回	1,140 円から

の団体			2,040 円まで
	小学生及び中学生	1 人につき 1 回	570 円から 1,020 円まで
	幼児	1 人につき 1 回	320 円から 580 円まで
学校団体	高校生	1 人につき 1 回	570 円から 1,020 円まで
	中学生	1 人につき 1 回	490 円から 880 円まで
	小学生	1 人につき 1 回	350 円から 630 円まで
	幼児	1 人につき 1 回	280 円から 510 円まで
年間入館券	一般	1 人 1 年間	3,560 円から 6,380 円まで
	小学生及び中学生	1 人 1 年間	1,730 円から 3,100 円まで
	幼児	1 人 1 年間	1,010 円から 1,810 円まで

(2) 使用料の見直しに伴い、宮島口駐車場の使用料を次のとおり改める。

区 分		単 位	使用料の額
中型自動車及び大型 自動車	一時使用	1 日につき 1 台 当たり	8,000 円

(3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日。ただし、2 の(2)については令和 8 年 7 月 1 日

4 根拠法令

議案第 20 号説明書に同じ。

(議案第23号)

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例

(こども課)

1 改正の理由

公立保育園において乳児等通園支援事業を実施することに伴い、当該事業に関して必要な事項を定めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 公立保育園で実施する事業に乳児等通園支援事業を追加する。
- (2) 乳児等通園支援事業の利用方法について規定する。
- (3) 乳児等通園支援事業の利用料を1時間につき300円とするとともに、利用料の徴収に関して必要な事項を規定する。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 根拠法令

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第24号)

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

(消 防 本 部)

1 改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、サウナ設備に関する規定等の改正を行うとともに、その他住宅における火災予防推進に必要な規定の整備を行うものである。

2 改正の内容

(1) サウナ設備の定義について、次のとおり改正する。

ア 簡易サウナ設備

屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。

イ 一般サウナ設備

簡易サウナ設備以外のサウナ設備をいう。

(2) 簡易サウナ設備について、次のとおり規定する。

ア 簡易サウナ設備と周囲の可燃物(建築物等及び可燃性の物品)との間の火災予防上安全な距離は国の基準により定める。

イ 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとする。

ただし、薪を熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとする。

ウ 個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に、火を使用する設備等の設置の届出を要することとする。

(3) 住宅における火災の予防の推進に関する事項について、必要な規定を追加する。

(4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 8 年 3 月 3 1 日

4 根拠法令

消防法

第 9 条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

第 9 条の 2

② 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める。

(議案第34号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市下平良及び上平良地内において施工する新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事(1工区)の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 電線共同溝整備工事

工事延長 252.2メートル

管路延長 5,283.7メートル

特殊部 32基

(2) 請負金額 168,630,000円

(3) 請 負 者 廿日市市佐方本町4番31号

株式会社 松山

代表取締役 松 山 龍 二

(4) 工 期 令和8年4月2日から

令和8年12月26日まで

3 根拠法令

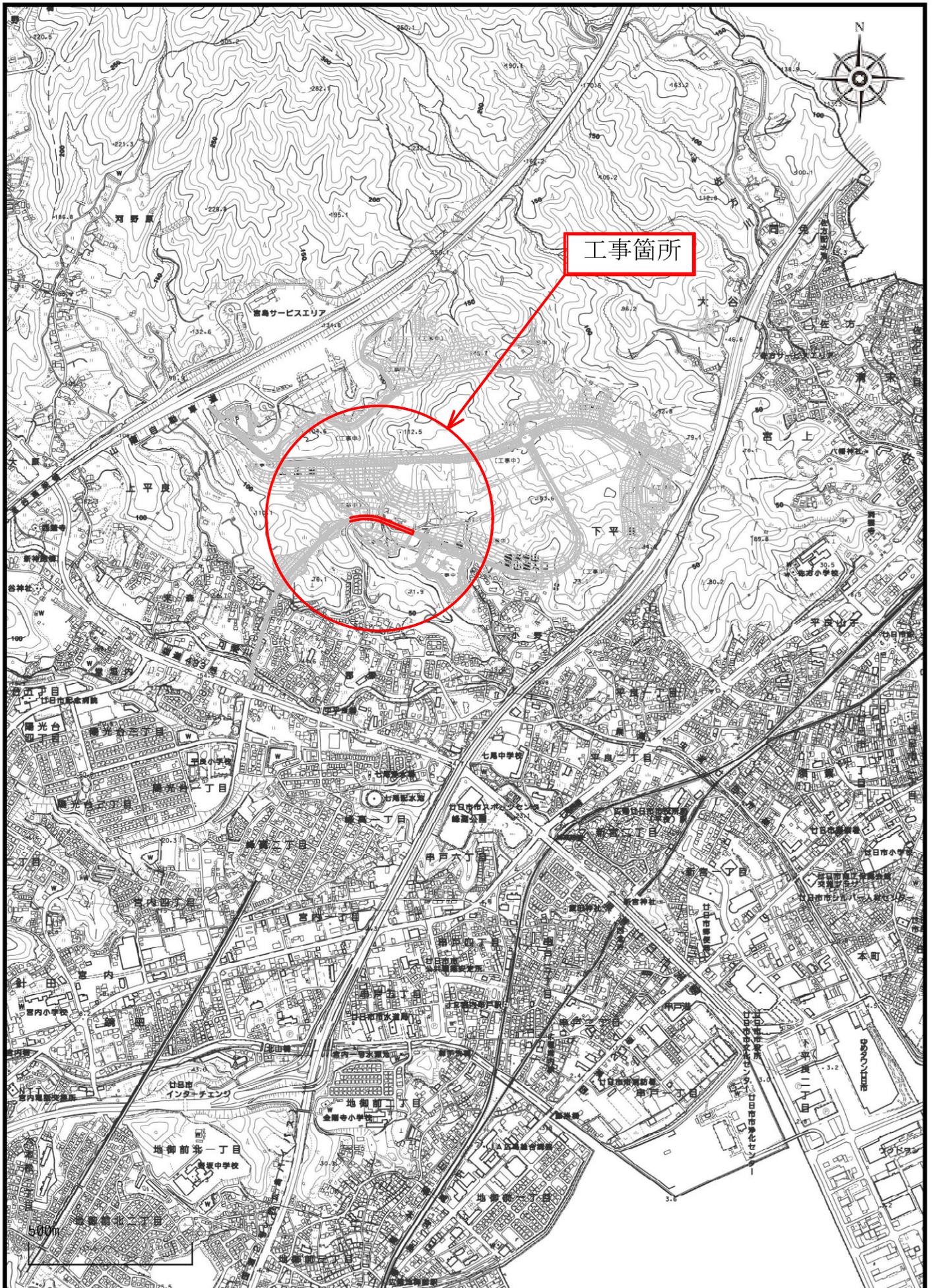
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号

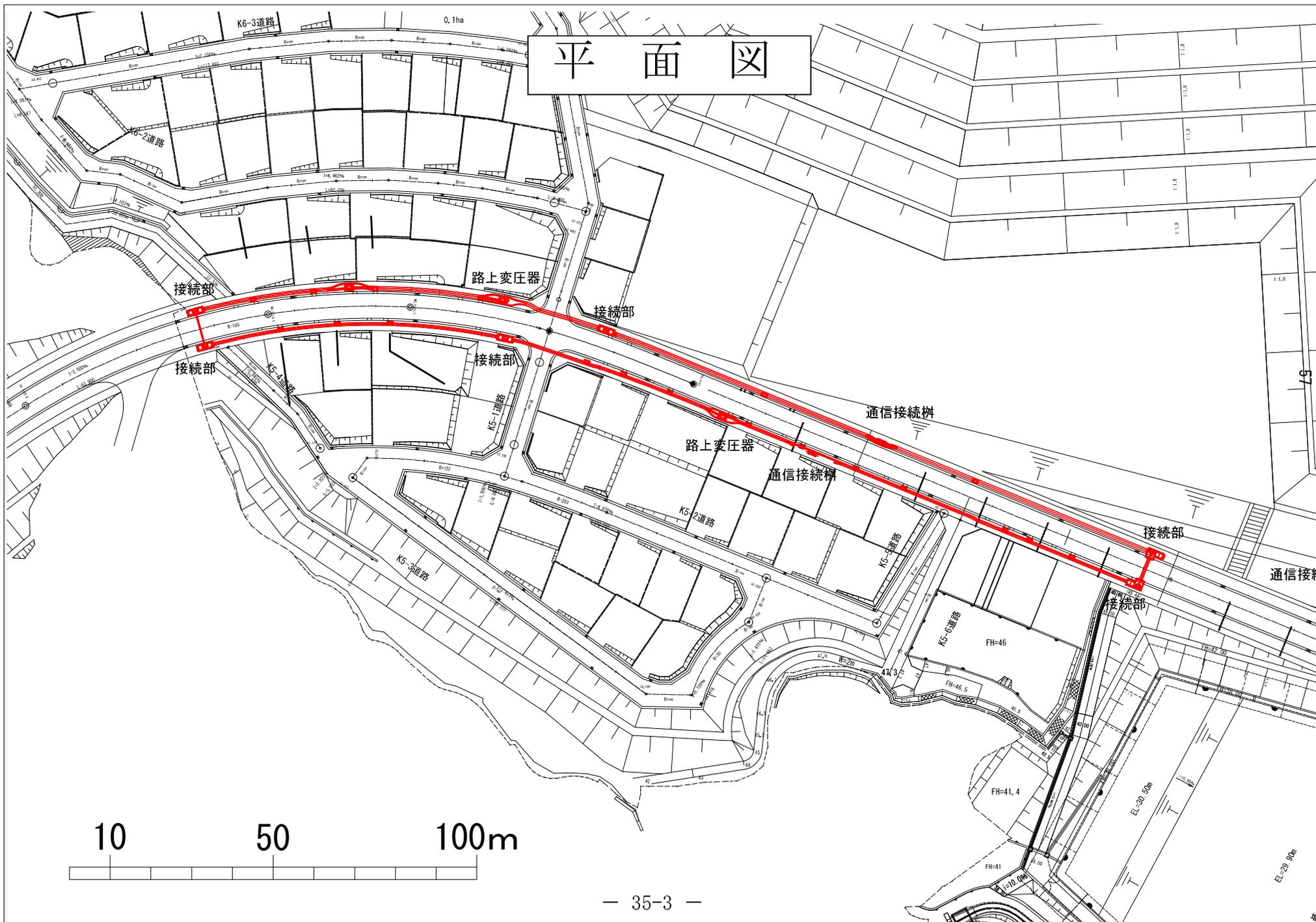
の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1

億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

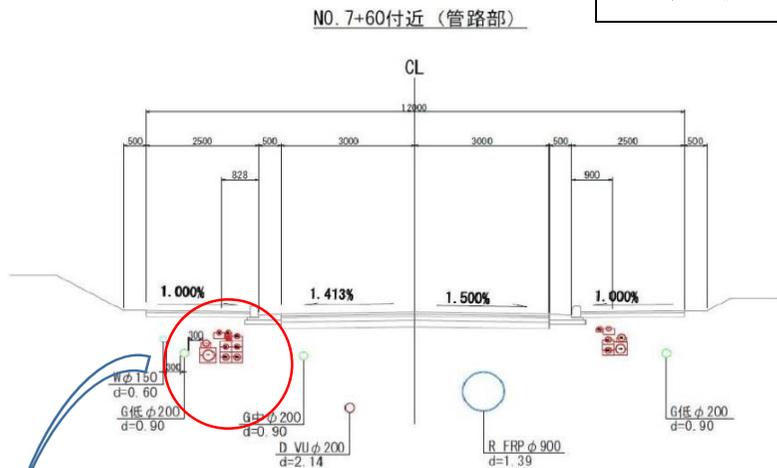
(新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事 (1工区))



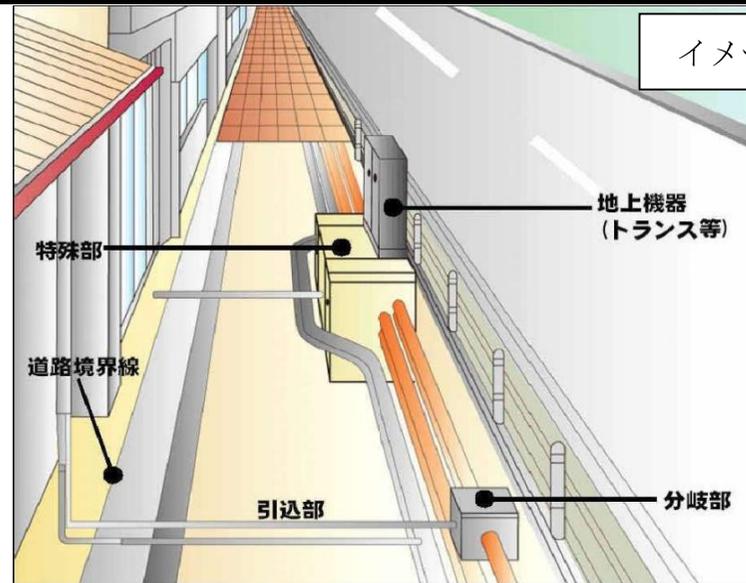
平面図



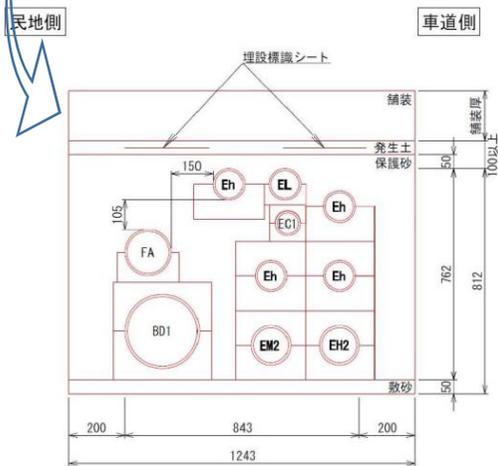
標準横断面図



イメージ図



管路部標準断面



凡例

- EH2 高圧幹線用
- Eh 高圧供給用
- EL 低圧幹線用
- EC1 保安通信用
- EM2 電力メンテナンス
- FA 共用FA管
- BD1 通信用管

管路部イメージ



(議案第35号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市下平良地内において施工する新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事(2工区)の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 電線共同溝整備工事

工事延長 849.4メートル

管路延長 6,696.1メートル

特殊部 27基

(2) 請負金額 179,276,900円

(3) 請 負 者 廿日市市桜尾一丁目4番13号

株式会社 今井建設工業

代表取締役 今 井 泰 樹

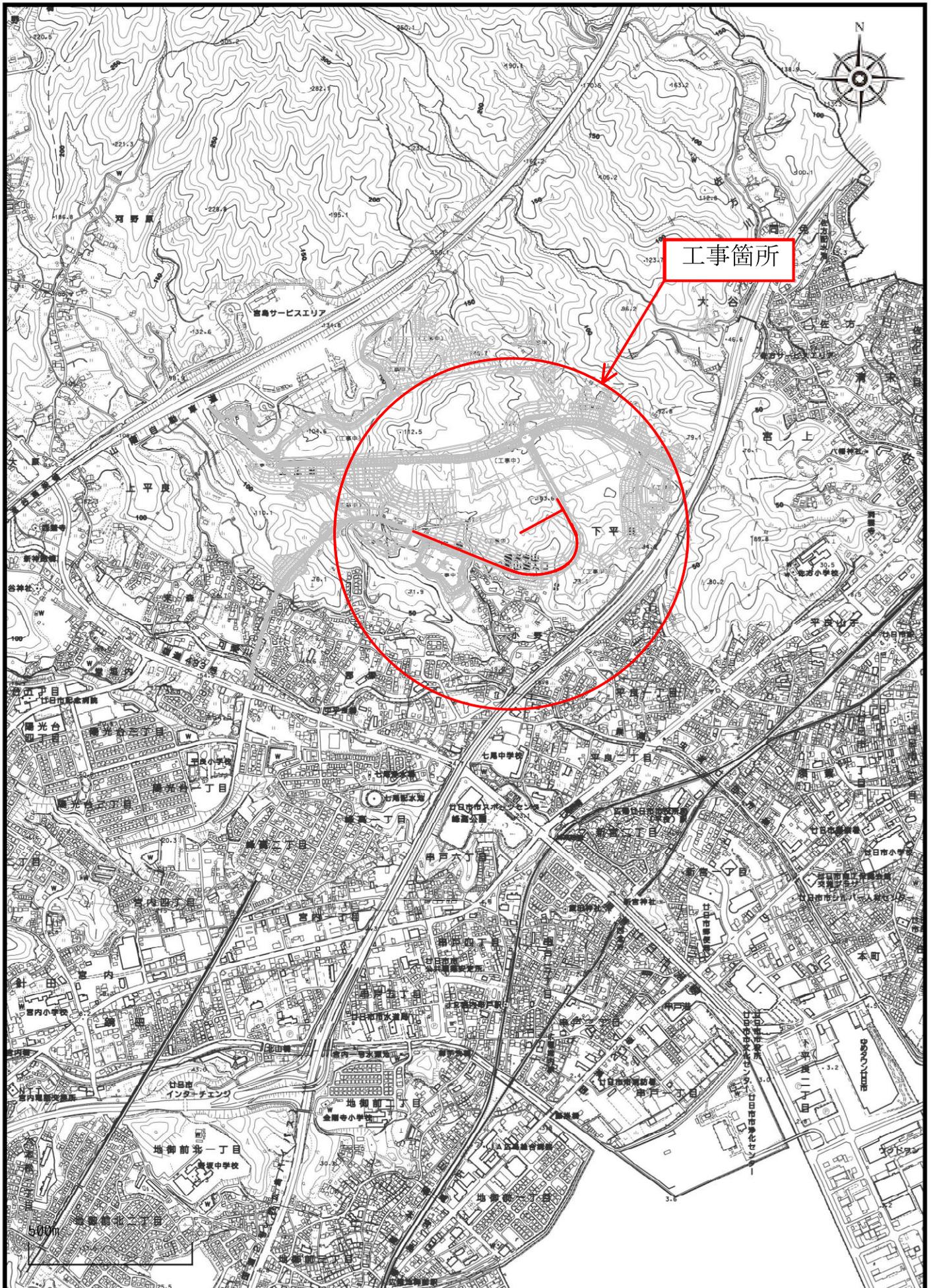
(4) 工 期 令和8年4月1日から

令和8年12月26日まで

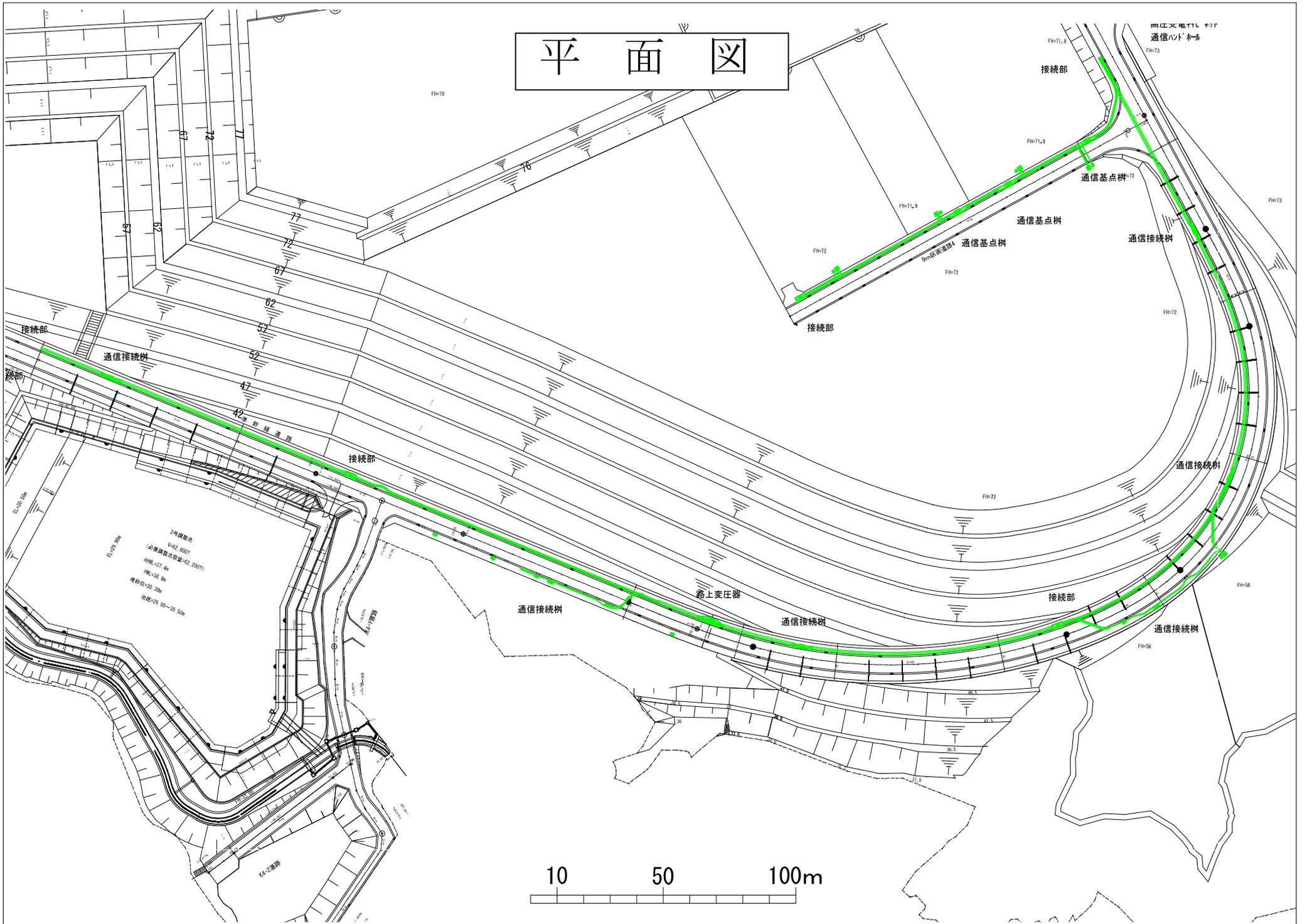
3 根拠法令

議案第34号説明書に同じ。

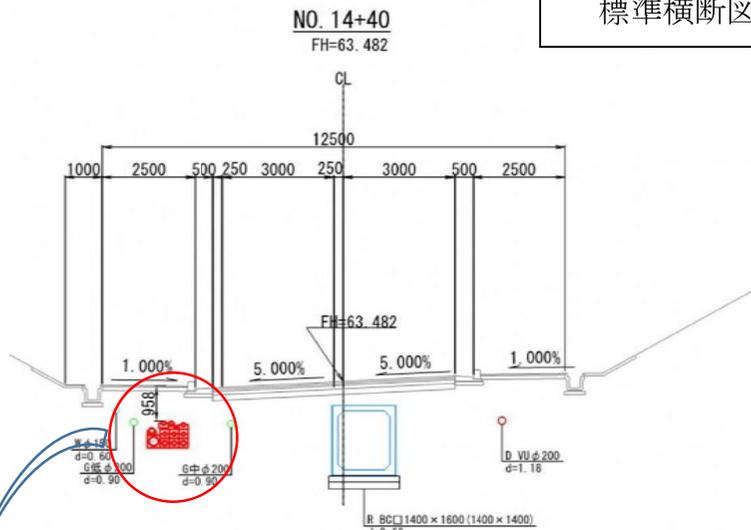
(新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事 (2工区))



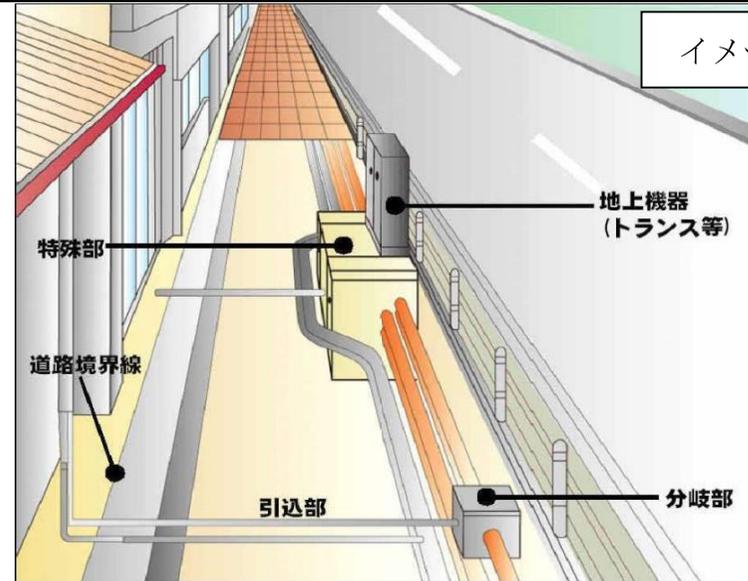
平面図



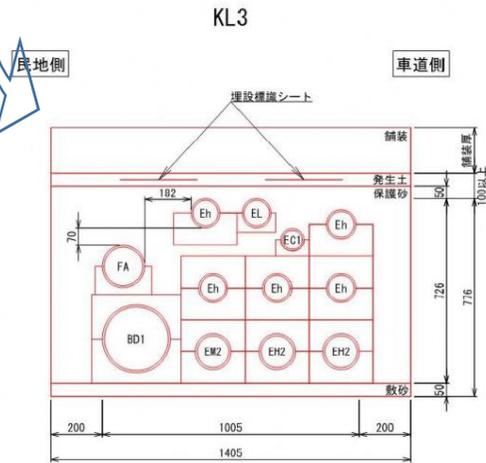
標準横断面図



イメージ図



管路部標準断面



- 凡例
- EH2 高圧幹線用
 - Eh 高圧供給用
 - EL 低圧幹線用
 - EC1 保安通信用
 - EM2 電力メンテナンス
 - FA 共用FA管
 - BD1 通信用管

管路部イメージ



(議案第36号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市下平良地内において施工する新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事(3工区)の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 電線共同溝整備工事

工事延長 431.6メートル

管路延長 4,979.2メートル

特殊部 14基

(2) 請負金額 154,000,000円

(3) 請負者 廿日市市平良一丁目4番17号

有限会社 山下組

代表取締役 嶽野克己

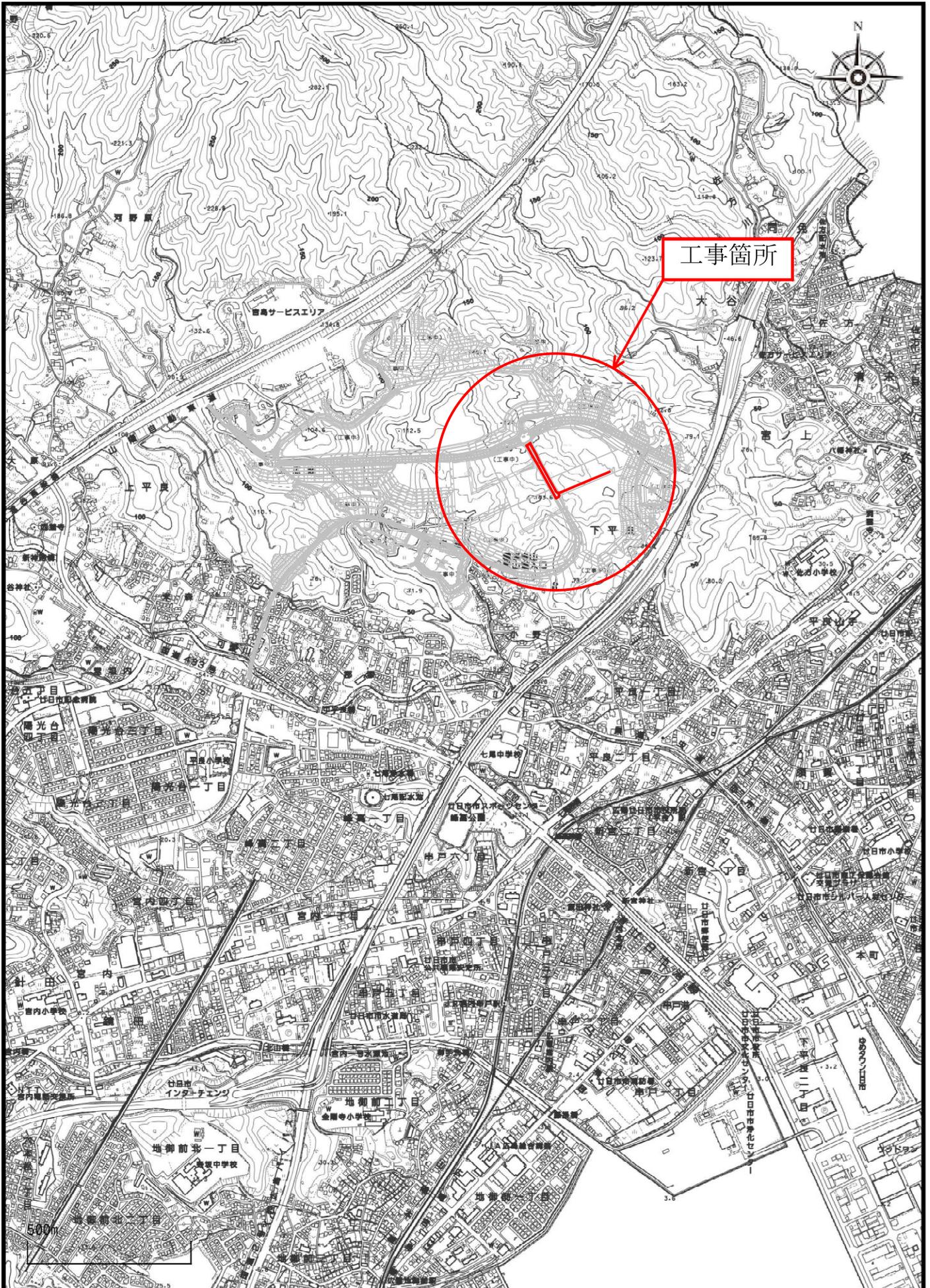
(4) 工期 令和8年4月1日から

令和8年12月26日まで

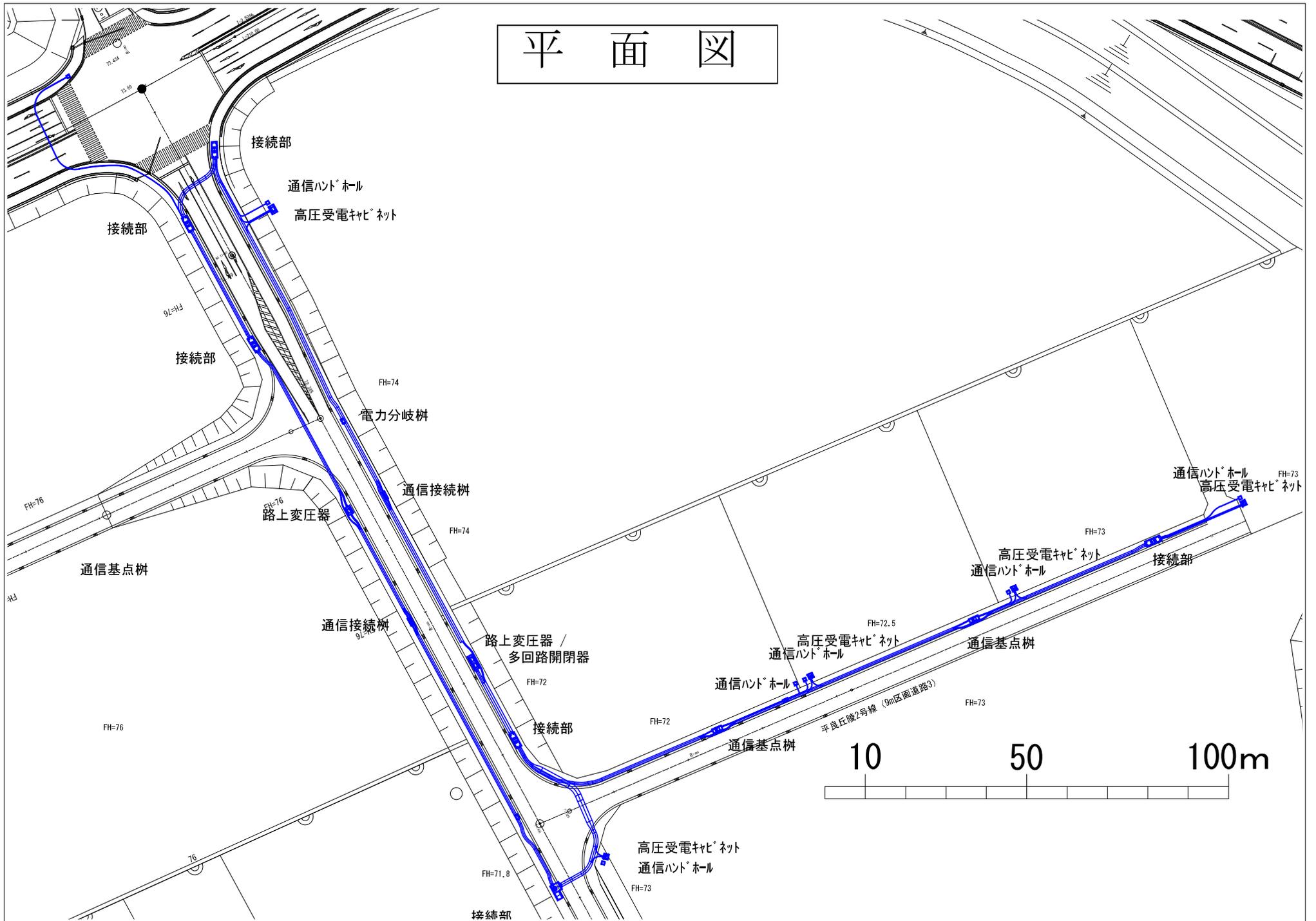
3 根拠法令

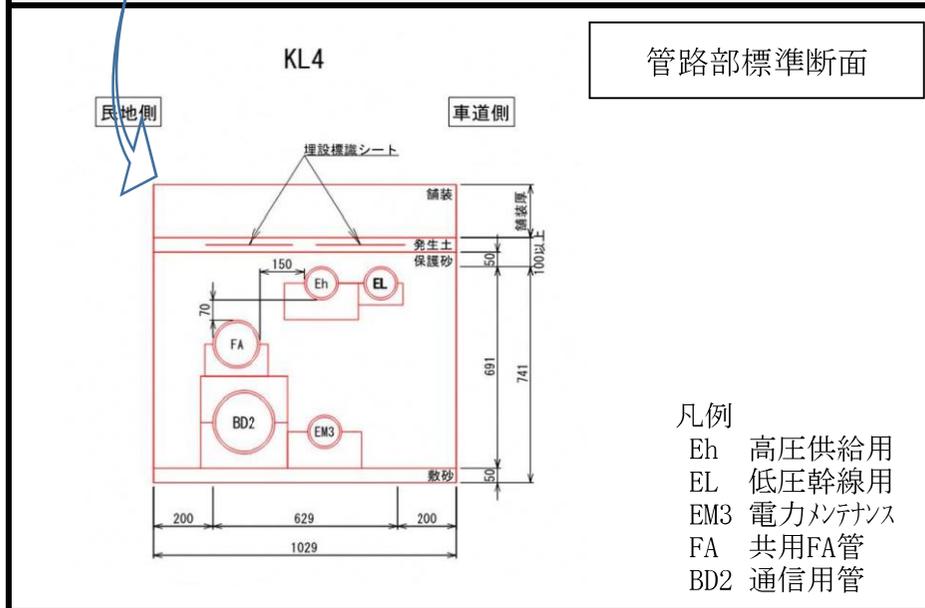
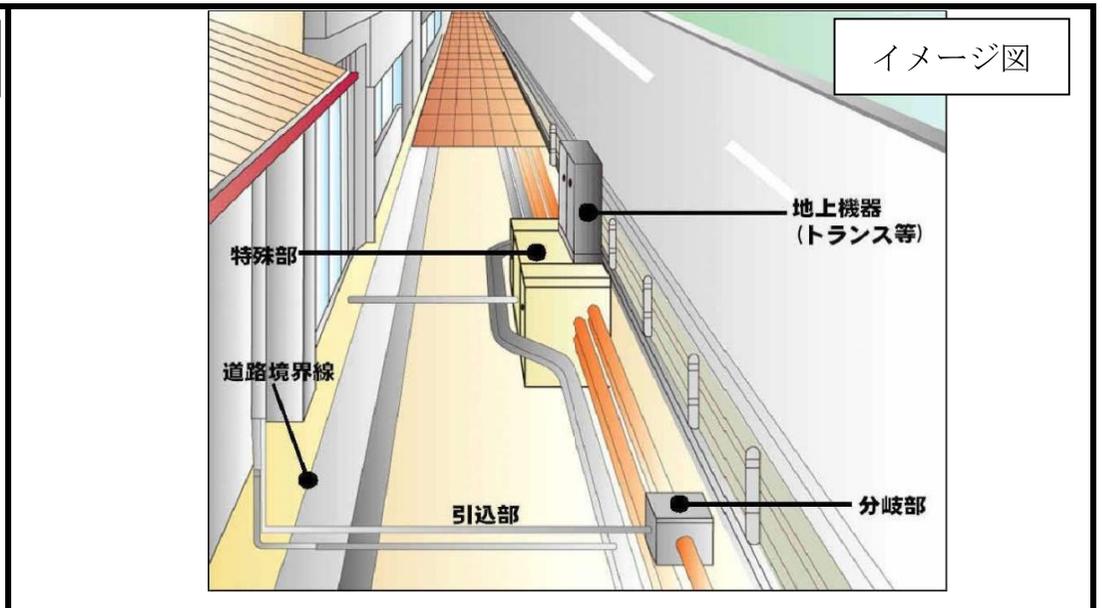
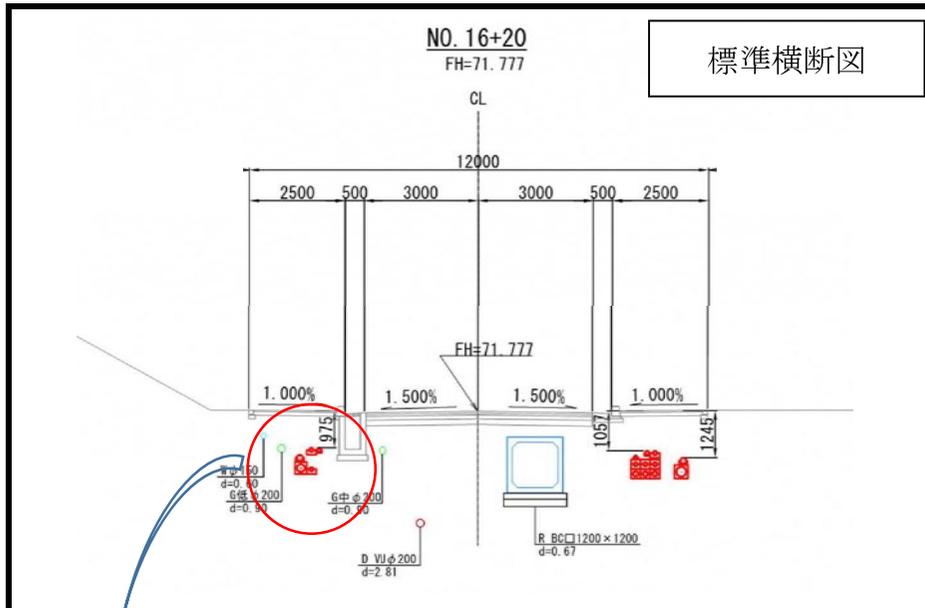
議案第34号説明書に同じ。

(新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事 (3工区))



平面図





(議案第37号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市下平良地内において施工する新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事(4工区)の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 電線共同溝整備工事

工事延長 842.0メートル

管路延長 6,796.4メートル

特殊部 19基

(2) 請負金額 212,300,000円

(3) 請負者 廿日市市佐方本町4番31号

株式会社 松山

代表取締役 松山 龍二

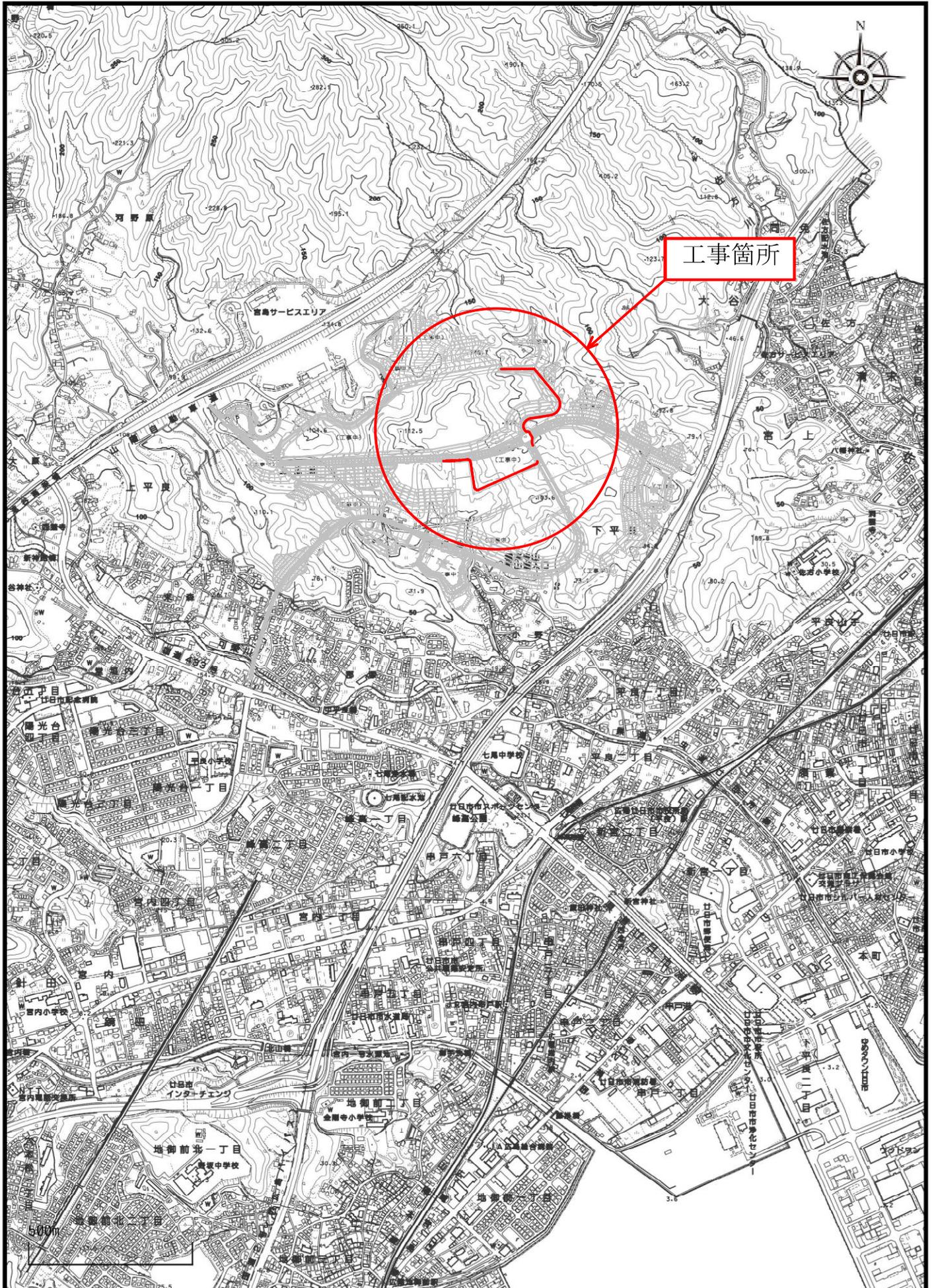
(4) 工 期 令和8年4月2日から

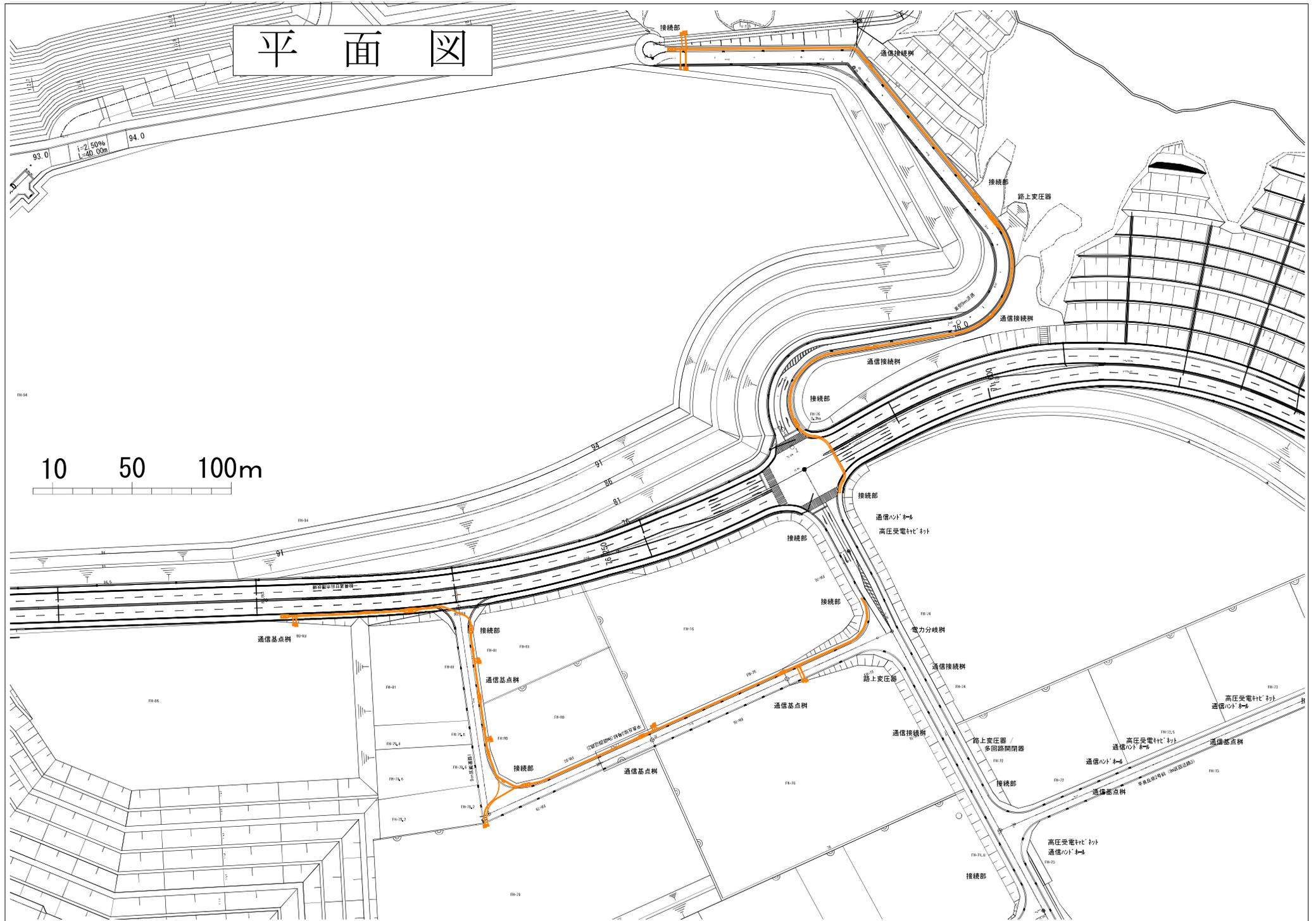
令和8年12月26日まで

3 根拠法令

議案第34号説明書に同じ。

(新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事 (4工区))

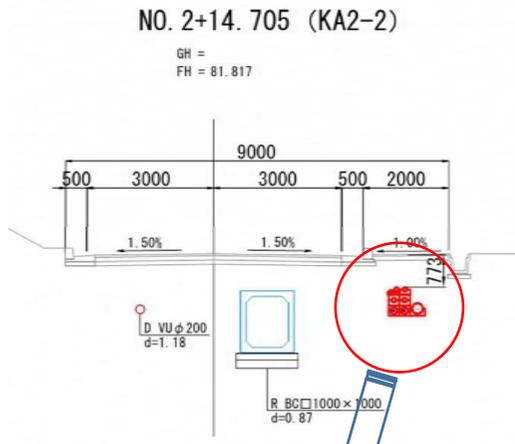




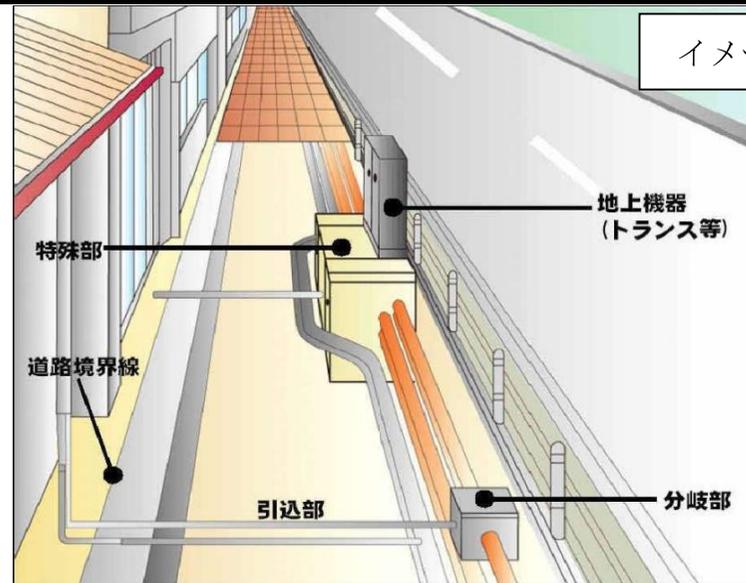
平面図

10 50 100m

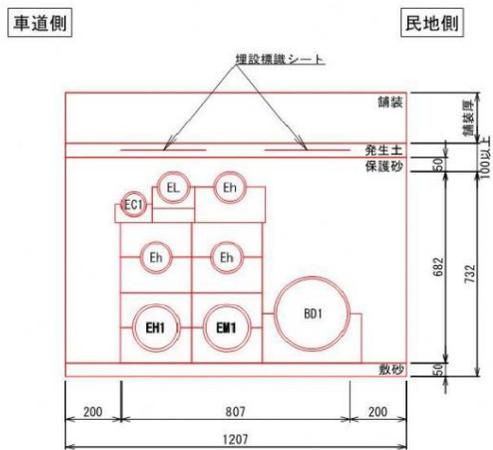
標準横断面



イメージ図



管路部標準断面



- 凡例
- EH1 高圧幹線用
 - Eh 高圧供給用
 - EL 低圧幹線用
 - EC1 保安通信用
 - EM1 電力メンテナンス
 - BD1 通信用管

管路部イメージ



(議案第 38 号)

過疎地域持続的発展計画を定めることについて

(経営政策課)

1 提案の要旨

佐伯地域、吉和地域及び宮島地域を対象に定めている過疎地域持続的発展計画の計画期間が令和 7 年度をもって終了することに伴い、引き続き令和 8 年度から令和 12 年度までの同計画を定めようとするものである。

2 過疎地域持続的発展計画の内容

(1) 基本的な事項

ア 地域の概況

自然的条件、歴史的条件及び社会経済的条件の概況並びに過疎の状況を明らかにする。

イ 人口及び産業の推移と動向

人口及び産業の推移と動向を明らかにする。

ウ 行財政の状況

行財政及び施設整備水準の現況を明らかにする。

エ 地域の持続的発展の基本方針

持続的発展の基本的方向、主要施策、地域特性に応じたまちづくりの推進及び持続可能な開発目標の取組を明らかにする。

オ 地域の持続的発展のための基本目標

人口及び財政力に関する目標を定める。

カ 計画の達成状況の評価に関する事項

評価時期及び評価方法を定める。

キ 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とする。

ク 公共施設等総合管理計画等との整合

廿日市市公共施設マネジメント基本方針と整合を図りながら事業

を推進する。

(2) 持続的発展施策

次の事項に関し、佐伯地域、吉和地域及び宮島地域における現況と問題点を明らかにし、その対策及び計画をそれぞれ定める。

- ア 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に関する事項
- イ 産業の振興に関する事項
- ウ 地域における情報化に関する事項
- エ 交通施設の整備、交通手段の確保に関する事項
- オ 生活環境の整備に関する事項
- カ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- キ 医療の確保に関する事項
- ク 教育の振興に関する事項
- ケ 集落の整備に関する事項
- コ 地域文化の振興等に関する事項
- サ 再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項
- シ その他地域の持続的発展に関し必要な事項

3 根拠法令

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

(議案第39号)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(経営政策課)

1 変更の要旨

浅原辺地において実施している事業の計画期間を延長し、事業費を追加するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更しようとするものである。

2 変更の内容

(1) 農道本郷2号線の整備計画期間を次のとおり変更する。

現 行	変 更 案
令和5年度から令和8年度 までの4年間	令和5年度から令和9年度 までの5年間

(2) 農道本郷2号線の整備に要する事業費等を次のとおり変更する。

(単位：千円)

区 分		現 行	変 更 案
事 業 費		114,300	154,700
財 源 内 訳	特 定 財 源	0	0
	一 般 財 源	114,300	154,700
一般財源のうち辺地対策事業債の予定額		114,300	154,700

(3) 白河橋の整備計画期間を次のとおり変更する。

現 行	変 更 案
令和6年度から令和8年度 までの3年間	令和6年度から令和10年 度までの5年間

(4) 白河橋の整備に要する事業費等を次のとおり変更する。

(単位：千円)

区 分	現 行	変 更 案
事 業 費	103,516	150,978

財源内訳	特定財源	0	0
	一般財源	103,516	150,978
一般財源のうち辺地対策事業債の予定額		103,300	150,700

- (5) 総合整備計画の計画期間を次のとおり変更する。

現 行	変 更 案
令和5年度から令和8年度までの4年間	令和5年度から令和10年度までの6年間

- (6) 総合整備計画の事業費等の合計を次のとおり変更する。

(単位：千円)

区 分		現 行	変 更 案
事業費		372,809	460,671
財源内訳	特定財源	0	0
	一般財源	372,809	460,671
一般財源のうち辺地対策事業債の予定額		372,500	460,300

- (7) その他必要な字句の整理を行う。

3 根拠法令

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

- ⑧ 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

(議案第40号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）の指定管理者の指定期間が、令和8年3月31日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）

(2) 指定管理者となる団体の名称

広島市中区舟入中町4番35号

株式会社 EVENTOS

代表取締役 川 中 英 章

(3) 指定の期間

令和8年4月1日から

令和11年3月31日まで

2 根拠法令

地方自治法

第244条の2

- ⑥ 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第 4 1 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場の指定管理者の指定期間が、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市本町 5 番 1 号

一般社団法人 はつかいち観光協会

代表理事 塩 田 均

(3) 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から

令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 4 0 号説明書に同じ。

(議案第42号)

市道路線の認定及び廃止について

(維持管理課)

1 提案の要旨

(1) 市道路線の認定

開発行為により設置する新設道路などを、次のとおり市道路線に認定する。

ア 開発行為により設置する新設道路を市道とするもの

認定する路線		認定路線図 番号
番号	路線名	
1454	平良丘陵4号線	1

イ 開発行為により設置した新設道路を市道とするもの

認定する路線		認定路線図 番号
番号	路線名	
1456	第2道狭1号支線	2
1457	宮迫高砂2号支線	3
4680	郷2号線1号支線	4

(2) 市道路線の廃止

(1)の新たな市道路線の認定に伴い、路線が重複する市道路線を次のとおり廃止する。

廃止する路線		廃止路線図 番号
番号	路線名	
1454	平良丘陵4号線	1
1455	平良丘陵5号線	1

2 根拠法令

道路法

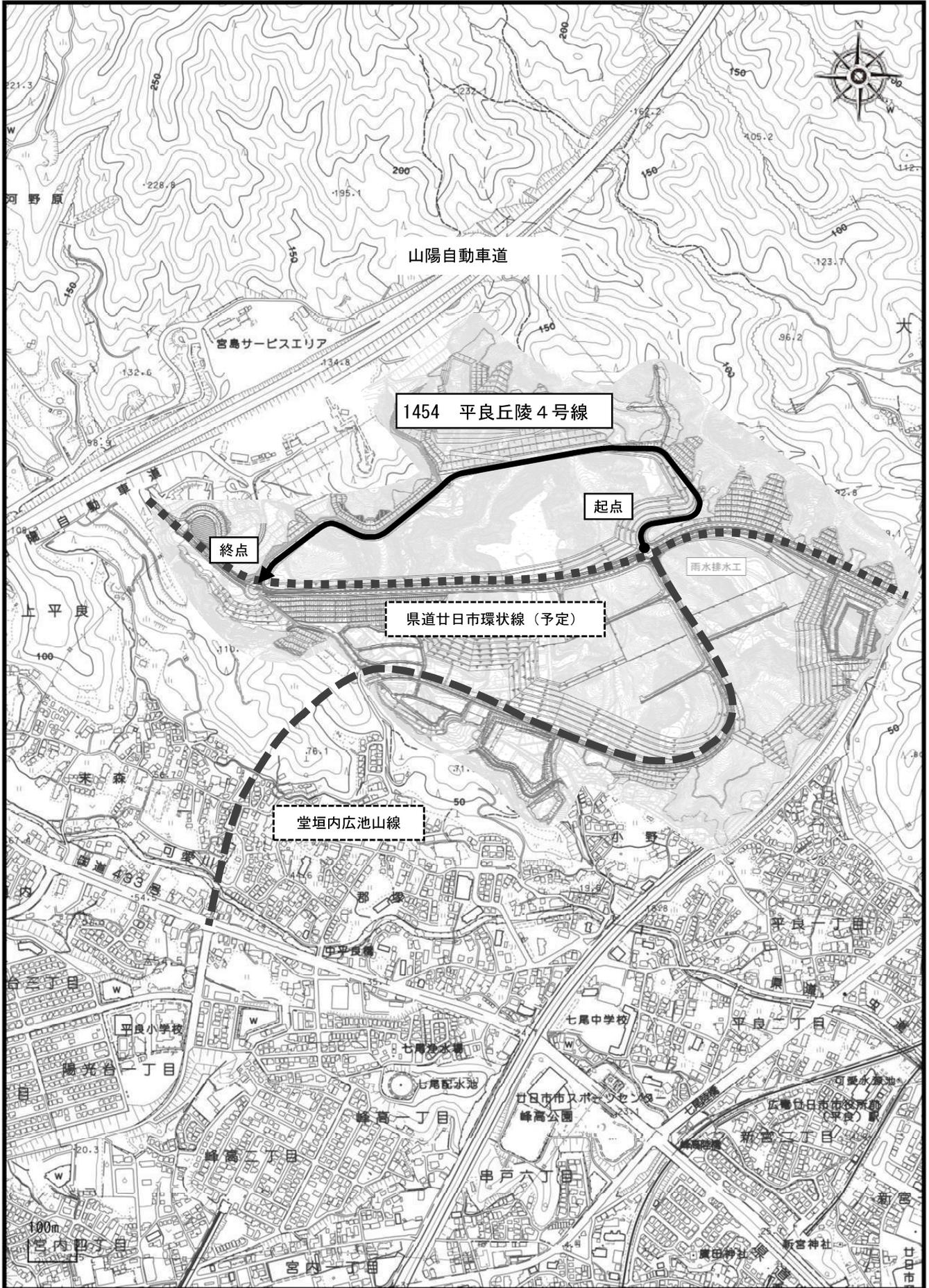
第8条

- ② 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第10条

- ③ 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

認定路線図 1



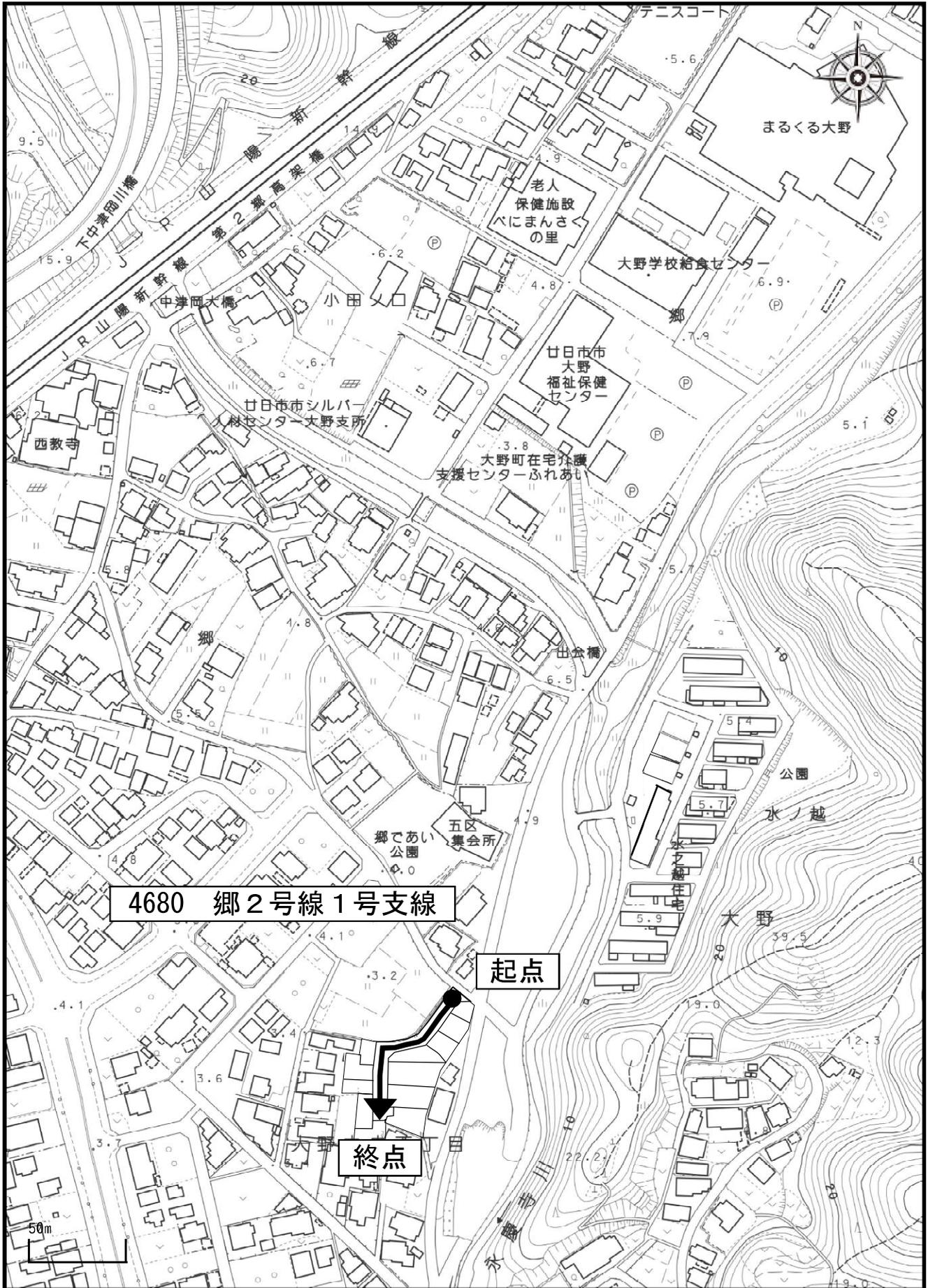
認定路線図 2



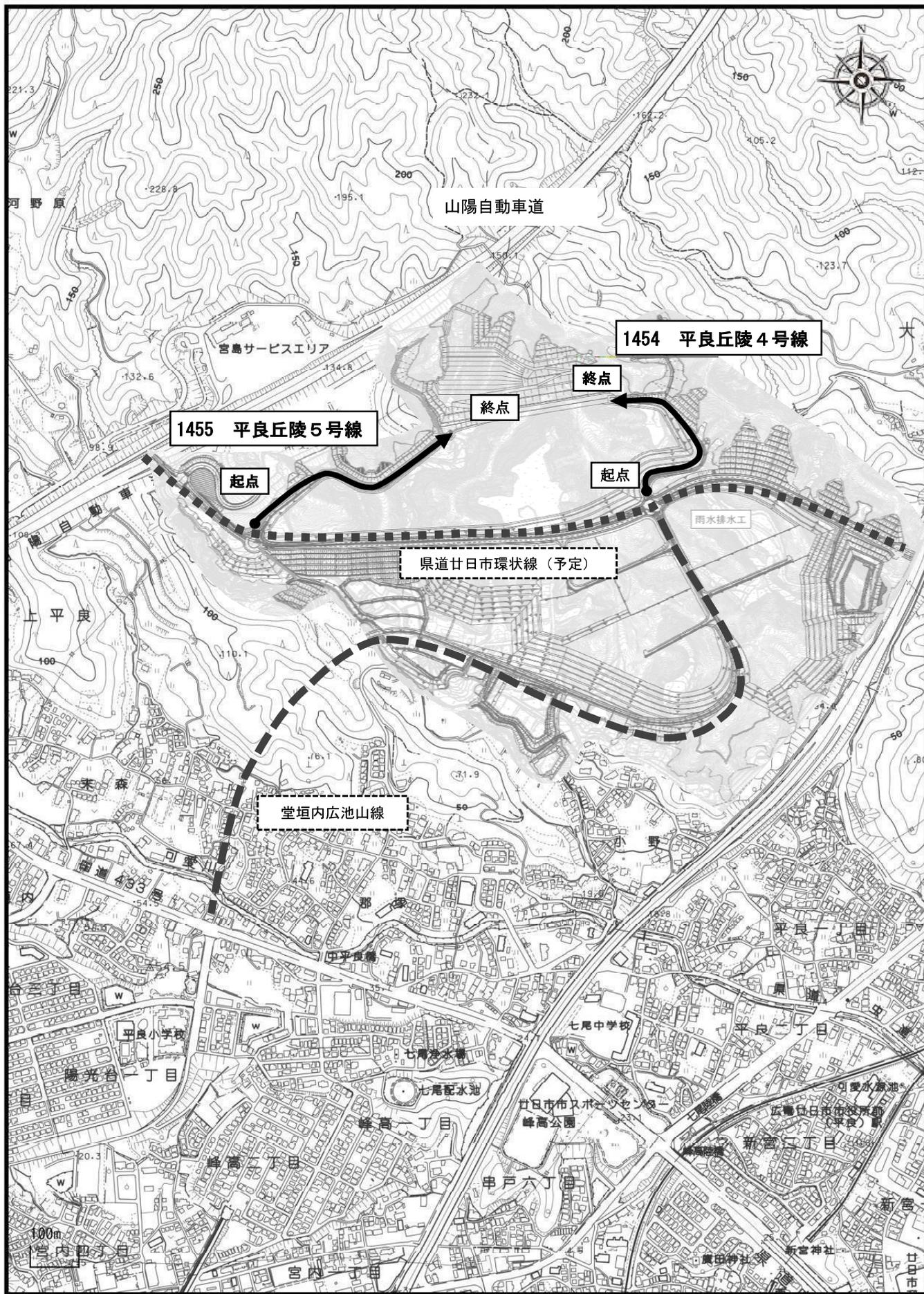
認定路線図 3



認定路線図 4



廃止路線図 1



(議案第43号)

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 木曾忠明委員が、令和8年3月31日をもって辞職するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

長 瀬 正 光 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

木 曾 忠 明

佃 祐 世

水 野 和 夫

山 口 靖

川 畠 満

2 根拠法令

地方税法

第423条

③ 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(議案第44号)

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 青木晴美委員は、令和8年3月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

村 上 凡 子 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

水 中 誠 三

青 木 晴 美

大 和 耕 一

2 根拠法令

地方公務員法

第9条の2

② 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

(諮問第1号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・市民生活課)

1 提案の要旨

(1) 向井田さつき委員は、令和8年6月30日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

向井田 さつき (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

兒 玉 宣 明

前 田 幸 子

梅 本 光 子

中 田 禎 二

石 井 憲 幸

能 島 美 緒

倉 田 耕 三

小早川 雅 子

向井田 さつき

石 角 剛

奥 志保江

北 山 若 音

吉 賀 忠 雄

岡 本 直 美

中 谷 和 義

沖 野 稔 則

2 根拠法令

人権擁護委員法

第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

